

	くは水産教育の実習指導又は遭難船救助の作業に従事した次の職員 (1) 船長及びこれと同等と認める者 (2) 機関長及びこれと同等と認める者 (3) 通信長、航海士、機関士及びこれと同等と認める者 (4) その他の職員……………	→日額 250円 →日額 200円 →日額 150円 →日額 130円			
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年で編成する学級の担任をする教育職員（管理職手当又は給料の調整額を支給される職員を除く。） 小学校の単級…………… 小学校の3以上の学年の学級及び中学校の単級…………… 2箇学年の学級……………	授業又は指導に従事した日1日について → 80円 → 60円 → 50円		翌月の給料支給日	
7 隔遠地手当	山間地その他の交通の著しく困難な地に所在する公署として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員	5級 給料+扶養手当×25% 4級 同 上 ×20% 3級 同 上 ×16% 2級 同 上 ×12% 1級 同 上 ×8%	給料の支給日	指定学校数 ○ 県立高校 4級 季節 1 1級 本校 2 分校 6 季節 7 ○ 町村立高校 1級 本校 1 分校 1	
8 へき地手当	交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小学校または中学校として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員	5級 給料+扶養手当×25% 4級 同 上 ×20% 3級 同 上 ×16% 2級 同 上 ×12% 1級 同 上 ×8%	同 上	指定学校数 ○ 小学校 5級 3 4級 14 3級 29 2級 49 1級 149 計 244 ○ 中学校 5級 2 4級 9 3級 14 2級 9 1級 35 計 69 合計 313	
9 超過勤務手当・休日給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員 ○ 午後10時～午前5時の勤務 ○ 上記以外の時間の勤務…… ○ 休日の勤務……………	→ 1時間の額 (給料+暫定手当)×12 ×1.5 = 52×44 → 同 上 (給料+暫定手当)×12 ×1.25 = 52×44 (注)へき地手当または隔遠地手当の支給を受ける職員にあっては、(給料+暫定手当+隔遠(へき)地手当)と読み替えて算出する	同 上		
10 宿日直手当	宿直または日直勤務を命ぜられた職員 宿直または日直…………… 土曜日の半日直……………	→ 1回について 360円 → 1回について 180円 ただし、同一人が引き続いて宿直勤務をしたとき450円	同 上		
11 期末手当	支給日に在職する職員および支給日前1月以内に退職または死亡した職員 6月15日…………… 12月15日……………	(給料+扶養手当+暫定手当)×(期間率)×(次の率) → 100 ……………→ 6月15日 → 100 …………… → 200 ……………→ 12月15日 → 100 ……………		一般休職の期間の½を在職期間として扱うこととされた	